

令和6年12月13日

弊社受託営業所に対する文書警告の公表

三重交通株式会社

弊社が管理の受託をしている浄心営業所において、中部運輸局から文書警告を受けました。

今回の文書警告を厳粛に受け止め、全社を上げて改善に取り組んでまいります。

記

- 1 文書警告を受けた日
令和6年12月13日（金）
- 2 対象営業所
浄心営業所（名古屋市交通局受託）
- 3 違反内容
運転者の乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）
- 4 改善措置
関係法令を遵守し、改善に努めてまいります。

以上